Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令 和 3 年 10 月 14 日 大臣官房官庁営繕部整備課

# 完成図や完成写真などの提出を原則電子に一本化

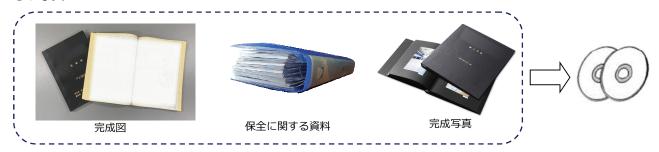
~営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領を改定しました~

官庁営繕工事では受注者に提出を求める書類のうち完成時の書類である完成図、保全に 関する資料及び完成写真について、**原則電子データでの提出に一本化**します。

これまで電子化を推進してきた工事中の書類に加え、完成時の書類の原則電子化を行い、工事受注者が作成する工事書類の**さらなる電子化を推進**します。

- ○官庁営繕工事では、これまで工事中の書類について情報共有システム等を活用した電子化の推進に取り組んできましたが、電子データの他に紙でも提出を求めていた完成時の書類についても原則電子データのみの提出とするよう地方整備局等に通知しました。
- ○今回の実施要領の改定により、工事受注者が作成する工事書類のさらなる電子化を推進します。
- ○本改定については、地方整備局等への通知に合わせて各省各庁及び地方公共団体に情報提供する予定です。

※完成図、保全に関する資料及び完成写真は、各省各庁の施設管理者の利便性に配慮して紙による引き渡しを行っていました。このためこれまで工事受注者に対して、電子データによる提出に加え、別途紙でも提出を求めていたものです。

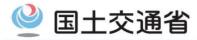


<お問い合わせ先>国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室

課長補佐 田﨑(内線 23414)

(代表) 03-5253-8111 (直通) 03-5253-8239 (FAX) 03-5253-1544

# 営繕工事における完成図や完成写真などの提出を原則電子に一本化



- ◆ 工事受注者に提出を求める書類のうち完成時の書類である完成図、保全に関する資料及び完成写真について 原則電子データでの提出に一本化する。
- ◆ これまで電子化を推進してきた工事中の書類に加え、完成時の書類の原則電子化\*1を行い、工事受注者が作成する工事書類のさらなる電子化を推進する。

※1ただし、受注者が紙でしか保有していない書類(保全に関する資料のうち、機器の取扱説明書等)は、 受注者の負担軽減の観点から紙による提出も可とし、当該書類の電子データを求めないこととする。

# 契約図書

- 契約書
- ・設計図書 等

## 契約関係図書

- ·現場代理人通知書
- ·契約工程表 等

### 工事関係図書

- ・実施工程表
- ・施工計画書 等

# 工事完成図書※2

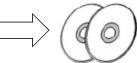
- 完成図
- ・保全に関する資料
- ・完成写真等

情報共有システム等を全工事に 適用して電子化を推進中



実施要領(案)の改定

※2完成時の書類は紙と 電子の両方を提出





# 契約図書

- 契約書
- •設計図書 等

## 契約関係図書

- · 現場代理人通知書
- ·契約工程表 等

## 工事関係図書

- ・実施工程表
- ・施工計画書 等

## 工事完成図書

- ・完成図
- ・保全に関する資料※3
- ・完成写真 等

原則電子に 一本化



※3最初から紙の書類(取扱説明 書等)は電子化せずにそのまま 提出することも認める

国九整技評第 18 号令和 3 年 10 月 25 日

営繕部 各課(室)長 殿 各営繕事務所長 殿

> 技術·評価課長 (公印省略)

「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)」の一部改定について

営繕工事における工事関係図書等に関する効率化の実施については、「「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定について」の一部改定について(通知)」(令和3年5月27日付け国九技評第5号)における「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針」(以下「実施方針」という。)第2に基づき、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)の送付について」(令和3年5月27日付け国九技評第6号)(以下「実施要領(案)」という。)を定め実施しているところである。

このたび工事関係図書等のさらなる電子化の推進及び紙と電子データの二重提出廃止徹底のため実施要領(案)の一部を改定したので下記のとおり取り扱われたい。

別紙 平成26年5月19日 国九技評第7号 令和3年5月31日 国九技評第7号 最終改定令和3年10月25日 国九整技評第18号

営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領(案)

#### 第1 実施内容

- 1. 発注者が求める工事関係図書等の明確化による業務の効率化の実施
- (1) 提出する工事関係図書の明確化及び削減

別添1「工事関係図書等体系図」及び別添2「工事関係図書等一覧表」に基づき工事ごとに必要な書類を選定し、一度受注者が提出した書類の再提出を求めないこと及び品質に影響のない範囲で省略・集約を行うことで各工事の業務の効率化を実施するものとする。

なお、受注者から施工中に提出された工事関係図書は、監督職員が適切に整理、保管するものとする。

#### (2) 提出する工事完成図書の明確化

工事完成図書は、原則として、完成図及び保全に関する資料とする。ただし、必要に応じて設計図書に明示することにより、完成写真等を提出させることができる。

提出方法は以下の①から③の方法とする。

#### ①完成図

電子データでの提出とし、ファイル形式等、必要な条件を現場説明書等に特記する。

#### ②保全に関する資料

原則として電子データでの提出とし、ファイル形式等、必要な条件を現場説明書等に特記する。ただし、受注者が紙でしか保有していない書類は、受注者の負担軽減の観点から紙による提出も可とし、当該書類の電子データを求めないこととする。提出書類に電子データと紙が混在する場合は、電子データ内に紙で提出する書類の一覧表(様式は任意)を作成する。

#### ③完成写真等

完成写真は電子データでの提出とし、ファイル形式、解像度等、必要な条件 を現場説明書等に特記する。その他の工事完成図書を特記により求めた場合の 取り扱いは②に準ずる。

- 2. 情報通信技術の利用による業務の効率化の実施
- (1)情報共有システムを利用する場合は、工事ごとに利用する書類、提出方法、利用者の範囲、検査方法等を受発注者間で事前に協議する。
- (2) 受発注者は、情報共有システムを利用するためのID及びパスワードの管理 を徹底する。
- (3) 情報共有システムは、営繕工事・業務における情報共有システム機能要件 の最新版に定める要件を満たすものとする。
- 3. 書面手続きの押印等の省略による業務の効率化の実施
- (1)書面手続きの押印等の取扱いについては、「営繕工事・業務等における書面の押印等の見直しについて(通知)」(令和3年3月31日付け国営整第219号、国営設第180号)による。
- (2)押印を省略し、電子メール又は情報共有システムを用いて提出された工事関係図書等は、受注者に紙による再提出を求めないこととする。

#### 第2 現場説明書等への記載

1. 各工事の現場説明書等に以下の 内の文章を記載するものとする。

#### ・完成図を求める場合

#### (記載例)

#### ○完成図

次の図書を監督職員に提出する。また、それらを本工事目的物に関し使用する ための権利については、発注者に委譲する。

1) 完成図

提出形式:CADデータ(電子納品)及び電子データ(PDF形式)

#### ○電子納品

- 1) 本工事の提出書類のうち完成図を電子納品の対象とし、「営繕工事電子納品要領(令和3年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定)」に基づいて作成した電子データを納品する。なお、完成図の作成にあたっては、次の規定に従うものとする。
  - i)建築工事においては、「建築工事設計図書作成基準(令和2年改定 国土交

通省大臣官房官庁営繕部制定)」第1章総則第2項適用範囲において「営繕工事における建築工事の図面等の作成に適用する。」とした記載内容のうち、「図面等」を「完成図」と読み替え準用する。

- ii)建築設備工事においては、「建築設備工事設計図書作成基準(令和3年改訂 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定)」第1章総則第2項適用範囲において「営繕工事における建築設備工事の図面等の作成に適用する。」とした記載内容のうち、「図面等」を「完成図」と読み替え準用する。
- 2) 電子納品の運用にあたっては、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】(令和3年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部制定)」を参照する。なお、電子納品の対象であることが記載された成果品等以外を電子納品の対象とする場合は、監督職員と受注者で協議(官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】「4.工事着手時の協議」を参照する。)を行う。
- 3) 電子成果品は、提出前に電子成果品作成支援・検査システムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで 監督職員に提出する。
- 4) 電子納品に関する要領・基準類は、次のURLより入手する。
- 営繕工事電子納品要領(令和3年改定) https://www.mlit.go.jp/common/001396114.pdf
- 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】 (令和3年改定) https://www.mlit.go.jp/common/001396116.pdf
- ・電子成果品作成支援・検査システム http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\_cals\_densiseikahin4.1\_00001.html
- 建築工事設計図書作成基準 (令和2年改訂) http://www.mlit.go.jp/common/001157950.pdf
- · 建築設備工事設計図書作成基準(令和3年改訂) http://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001390977.pdf

#### ・保全に関する資料を求める場合

(記載例)

- ○保全に関する資料(建築物等の利用に関する説明書を除く)
  - ・機器取り扱い説明書
  - 機器性能試験成績書
  - 官公署届け出書類
  - 主要な材料・機器一覧表等

提出形式:電子データ (PDF形式)

※紙でしか保有していない書類は紙での提出も可とする。電子データと紙が

混在する場合は、電子データ内に紙で提出する書類の一覧表(様式は任意) を作成する。

※本工事目的物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。

#### 2) 建築物等の利用に関する説明書

公共建築工事標準仕様書(平成31年版)、公共建築改修工事標準仕様書 (平成31年版)に示す「建築物等の利用に関する説明書」(以下「説明書」 という。)を次により作成する。

以下、略(従前の現場説明書記載の通り)

提出形式:電子データ (PDF形式)

※本工事目的物に関し使用するための権利については、発注者に委譲する。

#### ・完成写真を求める場合

(記載例)

#### ○完成写真

1) 工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。

撮影部位 及び 箇所数(程度)			形式・サイズ	提出媒体 (CD-R 又 は DVD-R)	画素数 及び 画質等	撮影者
外部: 为部:	•	) 箇所 ) 箇所	電子データ(JPEG フ ルカラー・圧縮率 1/4 程度)	枚	4500×3000 ピクセル 以上で画像補正を行 ったもの	建築完成写真の 撮影実績がある 者で、監督職員 が承諾する撮影 業者
 外部: 内部:	`	) 箇所 ) 箇所	電子データ(JPEG フ ルカラー)	枚	1280×960 ピクセル 以上かつ撮影したデ ジタルカメラの設定 のうち最高の画質	任意

- 2) 1) の写真の撮影に関する著作者の権利等については次によることとし、受注者は撮影者等との契約にあたってもそれらの承諾を条件とする。
  - i)提出された写真は、国が行う事務及び国が認めた用途に関して、無償で利用 することができるものとする。この際、著作者名を表示しないこと及びその利 用に必要な範囲で改変を行うことができるものとする。
  - ii) 受注者及び撮影者等は、撮影時に取得した全ての写真(提出していないものを含む。) 及びその改変物、複製物を公表、閲覧、譲渡その他一切の方法によ

り第三者に使用させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた 場合は、この限りでない。

・工事関係図書等の明確化による業務の効率化を行う場合 (記載例)

## ○工事関係図書等に関する業務効率化

- 1) 本工事は、受注者へ提出を求める工事関係図書及び工事完成図書等を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図る。
- 2) 工事関係図書等の提出一覧は、別添「工事関係図書等一覧表(参考)」による。

#### 第3 その他

- 1. IS09001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについては、「官庁営繕部所 掌の工事におけるIS09001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて」 (平成17年4月13日付国営管第114-2号、国営計第65-2号)による。
- 2. 本要領により、書類等の取扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合には、大臣官房官庁営繕部整備課まで報告するものとする。

#### 付則

第1.1については、令和3年10月25日以降に契約する全ての工事に適用する。なお、令和3年10月24日までに契約済みで工期末至っていない工事については、受発注者の協議により本要領の適用を決定するものとする。